### 入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第4277号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等 事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 1 告示日

令和7年10月17日

#### 2 契約担当部局

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係(電話 011-895-2419)

メールアドレス atsu. shomu@city. sapporo. jp

#### 3 入札に付する事項

(1) 調達件名

厚別区役所等除排雪業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

- (4) 履行場所
  - ア 厚別区役所屋外駐車場(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2)
  - イ 厚別区役所及び厚別区民センター構内(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2、14他)
  - ウ 厚別区民センター代替駐車場(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目(市営新さっぽろ団地内))
  - エ 市営新さっぽろ団地住民専用駐車場内雪堆積場(同上)
  - オ 厚別区民センター駐車場(出入口部含む)(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目2)
  - カ 厚別南地区センター駐車場(札幌市厚別区厚別南7丁目9-1 新札幌わかば小学校敷地内)
  - キ 厚別南地区センター専用駐車場(札幌市厚別区厚別南7丁目6)
  - ク 上記のほか、当部所管施設の敷地内

## (5) 入札方法

「タイヤショベル( $1.4\sim2.0$  m³)」、「ダンプトラック(10 t)」、「ダンプトラック(4 t)」、「小型ロータリー(7 k w)」及び「普通作業員」の1 時間あたり単価にそれぞれの作業予定時間を乗じて得た額の合計による<u>総価</u>で行う。また、内訳への記載に関して、1 時間あたり単価は1 円以上1 円単位とし、1 時間あたり単価が空欄又は0 円で入札されたものは無効とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、契約金額は、内訳に記載されたそれぞれの1時間あたり単価及び当該1時間あたり単価に1/6を乗じて得た10分あたり単価(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に10%に相当する額を加算した金額(同上)による単価とする。

## 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本店所在地が市内であり、かつ令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」、小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入 札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同 一入札に参加していないこと。

## ア資本関係

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。) と親

会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しない こととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる 資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 告示日を起点とした過去2年間において、本市又はその他官公庁が発注する構内除排雪業務の 履行実績を複数有すること。
- (8) 事業協同組合等における取扱いについて

- ア (2)の要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)の いずれかとすることができる。
- イ (7)の要件については、当該組合と組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)に係る契約実績の合計値とすることができる。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記2に同じ。また、契約条項は札幌市厚別区役所のホームページからダウンロードできる。
- (2) 入札書の受領期限令和7年10月30日(木)9時00分必着
- (3) 開札の日時及び場所

令和7年10月30日(木)9時30分

札幌市厚別区役所2階会議室C(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2)

(4) 入札書の提出方法

別紙1の様式にて作成し、持参又は郵送によること(電送による提出は認めない。)。 なお、提出にあたっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年10月30日(木)9時30分開札 厚別区役所等除排雪業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(2)に掲げる受領期限までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年10月30日(木)9時30分開 札 厚別区役所等除排雪業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記5(2)に掲げる受領 期限までに送付しなければならない。

なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、 委任状(別紙2)を入札書とともに提出すること。
- オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることが できない。
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面(別紙3)の持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

## ア 提出期限

令和7年10月24日(金)15時00分まで

#### イ 提出先

(ア) 持参又は郵送の場合

上記2と同じ

## (イ) 電子メールの場合

上記2に記載のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「【質問】厚別 区役等除排雪業務」とすること。

### ウ回答書の閲覧

令和7年10月27日(月)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市厚別区 役所ホームページに掲載する。

#### (6) 入札の無効

- ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入 札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入 札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類(別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照)の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

### (7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行すること ができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができ ない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

#### (8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。 なお、入札者又はその 代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参 加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければなら ない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入 札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

### 6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する額以上の保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等

#### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

#### イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査 方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、別記2に示す書類(上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。健康保険証の写しを提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコードを含む。)にマスキングを施した状態で提出すること。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない 者のした入札と見なし無効とする。

## エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、 その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格 をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。 以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

## オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記 5 (8) オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

### (5) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明 する書類(別記2参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書 類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に 説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはでき ない。

#### (6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

## (7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律226

- 号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書(別紙
- 4) を提出しなければならない。

#### (8) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅延なく契約書を取り交わすものとする。 ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の 案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## (9) 契約条項

別紙5のとおり

#### (10) 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日(休日を除く)から起算して5開庁日までとする。 なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記 6 (6) アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※上記6(2)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を 通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

#### (11)入札書の作業予定時間について

入札書の様式に記載した時間数は予定であり、その時間数の発注を保証するものではない。

(12) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

# ア提出場所

上記2に同じ

# イ その他

持参又は送付により提出し、電送によるものは受け付けない。